

## 浄化槽で住みよい街を

# 浄化槽市町村整備推進事業

市では、水質汚濁防止と生活環境の向上のため、個人住宅で浄化槽を設置する場合の支援を行っています。

個人に代わって市が浄化槽設置工事から維持管理までを行い、使用者には設置費用の一部（分担金）と浄化槽使用料を納めていただき、市が責任をもって維持管理を行います。この浄化槽を希望される場合は次の条件で設置することができます。

**【対象区域】** 公共下水道事業および農業集落排水事業の整備計画区域以外の区域

**【設置対象者】** 市内に居住する個人または市内に居住予定の個人

**【設置条件】** ①浄化槽を設置する個人が所有する用地（宅地）があること

②浄化槽の設置工事の作業範囲（3m×5m）を確保できること

③維持管理に必要なバキューム車などが入れるスペースがあること

④浄化槽からの放流先が確保されていること

⑤浄化槽設置完了後、直ち

に排水設備（便所・台所・風呂など）を接続し使用すること

■ 1カ月当たりの使用料金算定例

| 下水道使用量           | 浄化槽使用料 |
|------------------|--------|
| 10m <sup>3</sup> | 1,500円 |
| 25m <sup>3</sup> | 3,800円 |
| 50m <sup>3</sup> | 7,800円 |

■ 1カ月当たりの浄化槽使用料金表

| 区分                  | 下水道使用量                               | 金額                  |      |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------|------|
| 基本使用料               | 10m <sup>3</sup> まで                  | 1,500円              |      |
| 超過使用料<br>(基本使用料に加え) | 11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>  | 1m <sup>3</sup> につき | 150円 |
|                     | 21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>  |                     | 160円 |
|                     | 51m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> |                     | 165円 |
|                     | 201m <sup>3</sup> ~                  |                     | 170円 |

※下水道を農業用として大量に使用しているなど、下水道使用量を基準とすることが適当でない場合、認定水量による算定もあります。

**【予定基数】** 100基

**【申請期限】** 原則として12月27日（木）まで

**【使用者負担】**

□受益者分担金 11万3千円（設置工事費の一部を負担していただきます。）

□排水設備工事費、車両荷重対応・ポンプ設備などの特殊条件の工事費用

□ブローア（送風機）を動かす電気設備（防水型コンセント）の工事費および電気代

□毎月の浄化槽使用料（下水道使用量により算定）

**【その他】** 申請書受理後から工事完了まで3カ月程度の期間を要しますので、使用開始予定時期に間に合うように、早めに申請してください。

また、融資あつせん制度や排水設備工事の補助金制度など接続促進の制度もあります。詳しくは下水道課まで問い合わせください。

**【申し込み・問い合わせ】**

建設部下水道課（農業集落排水係）  
☎ 0220 (34) 2358

## 住宅用太陽光発電システム

### 設置補助制度

市では、地球温暖化対策の一環として、市内におけるクリーンエネルギーの普及のため、「住宅用太陽光発電システム」を設置する市民の皆さんに、設置費用の一部を補助します。

**【対象者】** 市内に住所を有する（予定を含む）個人で、システムを設置する建物を住宅として使用する人

**【補助金額】** 太陽電池モジュールの公称最大出力1kw当たり2万円（上限額8万円、千円未満切り捨て）

**【対象となるシステム】** 国の住宅用太陽光発電導入支援補助金の交付を受けるシステムで、平成25年3月29日までに電力会社と対象システムの電力受給を開始するもの。なお、既存住宅に設置する場合は、原則として市内に所在する事業者が受注するものに限ります。

**【申し込み方法】** 事前に国の補助金の申込手続きを行った上、環境課に備え付けの申請書（市ホームページからもダウンロード可）に記

入し、必要書類を添えて環境課まで提出してください。

**【注意】** 市の補助金の交付決定前に着工した場合（建売住宅の場合は引渡しを受けた場合）は、補助対象外となりますのでご注意ください。ただし、平成23年度の国の補助金の申込受理決定日後、平成24年4月1日以降に電力会社と対象システムの電力受給を開始した場合および平成24年度の国の補助金の申込みを平成24年5月31日までにされた人については、補助対象となります。詳しくは環境課まで問い合わせください。

**【受付期間】**

平成24年6月1日（金）～25年2月28日（木）必着 ※申請額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了します。

**【申し込み・問い合わせ】**

市民生活部環境課  
〒98710401  
登米市南方町新高石浦130番地  
☎ 0220 (58) 5553

## 登米市青少年海外派遣事業

# ジュニア友好コース 派遣団員募集

**【応募書類】**

青少年海外派遣事業参加申請書および作文（テーマ）①応募の動機、②海外研修に参加して何を学びたいか、③海外研修の経験を帰国後どのように生かしたいと考えているかを明記、字数「12000程度」

**【選考方法】**

①書類審査および面接、②書類審査合格者が募集人員を超えた場合は、公開抽選で決定します。

| カナダ                                    | アメリカ                                    |
|--|---|
| <b>【派遣期間（予定）】</b><br>平成24年10月30日～11月6日 | <b>【派遣期間（予定）】</b><br>平成25年3月21日～3月28日   |
| <b>【負担金（※1）】</b><br>185,605円           | <b>【負担金（※1）】</b><br>177,875円            |
| <b>【募集人数】</b><br>10人                   | <b>【募集人数】</b><br>10人                    |
| <b>【応募資格（※2）】</b><br>市内居住の中学2～3年生      | <b>【応募資格（※2）】</b><br>市内居住の中学2～3年生および高校生 |

(※1) 負担金は、為替レートの変動などにより変更することがあります。また、国内研修参加費、旅券取得の経費、任意旅行保険代、派遣中の食事代などは、本人負担となります。なお、海外派遣決定後のキャンセル費用は本人の負担となります。

(※2) 応募資格は上記のほか、次の事項に当てはまる人となります。

- 1 体が健康で協調性に富み、事前研修から事後研修まで規律ある行動のできる人（すべての研修会に必ず参加）
- 2 長期の団体行動に適応できる人
- 3 学校や地域で、社会参加活動などに積極的に参画している人
- 4 海外の中高生が登米市を訪問した際、ホストファミリーとして受け入れ可能な家庭
- 5 派遣後、市の国際交流事業において、派遣の報告を行える人
- 6 これまでに旧町と市が主催した海外派遣事業に参加したことのない人

**【応募方法】**

市内中学校・高等学校または教育委員会に備え付けの参加申請書に必要事項を記入の上、教育委員会生涯学習課に提出してください。

なお、参加申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

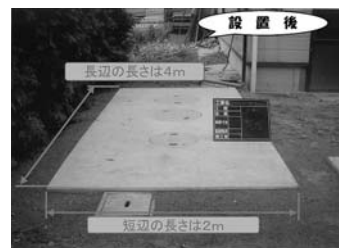
**【募集締切】** 6月18日（月）午後3時必着

**【申し込み・問い合わせ】**

市青少年海外派遣受入事業実行委員会事務局  
（教育委員会生涯学習課内）  
〒98710602  
登米市中田町上沼字西桜場18番地  
☎ 0220 (34) 2698  
FAX 0220 (34) 2504



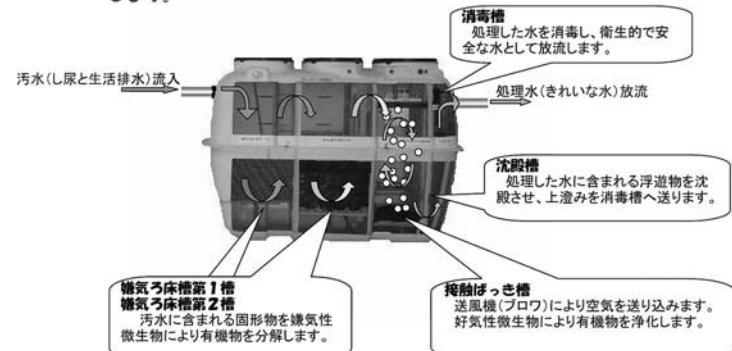
### 浄化槽はどのように設置されますか？



- 浄化槽を設置する場所は乗用車1台分のスペースです。
- 工事にはバックホウ等の重機械が作業できるスペースが別途必要になります。

### 浄化槽のしくみを教えてください

- 浄化槽は小さな処理場です。
- 家庭から出るし尿と台所やお風呂などの雑排水を合せてきれいにします。
- 浄化槽の中にはたくさんの微生物が働いて、この微生物が汚水を分解・浄化します。



- 処理水の放流水質はBOD20PPM以下です。（浄化槽法に規定）